

金融庁接受

11.6.23

平成23年6月22日

監第2180号

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

照会者代理人

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

照会の対象となる法令は、貸金業法第13条の2です。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 照会者は、金融事業に関する企画、調査、運営、受託、並びにコンサルタント業等を主たる事業としております。

照会者は、金融機関（銀行法第4条第1項の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者、信用金庫法第4条の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けた者、中小企業等協同組合法第27条の2の規定に基づき主務大臣より認可を受けた信用協同組合など、いわゆる預貯金受入金融機関を行う者をいう。）から委託を受け、(2)に述べる金融事業（以下「本金融事業」といいます。）について企画、調査を行い、本金融事業に関する業務（金融機関が本金融事業遂行にあたり

必要となるシステムを、照会者において提供する等) やコンサルタント業を行うこと(以下「本事業」といいます。)を検討しております。なお、照会者は、本事業に関し、貸金業法に定める金銭の貸付等の「媒介」となる行為及び銀行法に定める「銀行代理業」となる行為は一切行いません。

- (2) 本金融事業において、金融機関は、貸金業者の連帯保証を得た上、顧客に対する貸付けを行います。そして、貸金業者は、当該金融機関の貸付けにかかる債務を弁済した場合等、顧客に対する求償権を取得することになります。

金融機関の顧客に対する貸付け金額は、顧客の借入申込金額を踏まえ、金融機関が判断することになりますが、個人の顧客には、貸金業法第13条の2の適用があるところ、連帯保証人としての貸金業者が弁済等により個人顧客に対する求償権を取得したが、個人顧客が別途、貸金業者(連帯保証を行う貸金業者及びそれ以外の貸金業者のいずれも含みます。)からの借入を行っており、貸金業者による貸付け合計金額(以下「貸金業者貸付け合計金額」といいます。)に、貸金業者が取得した求償権の金額を加えた場合、その合計金額が貸金業法第13条の2第2項に定める「当該個人顧客に係る基準額」を超える可能性もあります。

そこで、照会者が本事業を行う前提として、本金融事業において、貸金業者が金融機関の個人顧客に対する貸付けを連帯保証したうえ、当該金融機関の貸付けにかかる債務を弁済するなどして求償権を取得した場合で、貸金業者貸付け合計金額に、貸金業者が取得した求償権の金額を加えることにより、その合計金額が「当該個人顧客に係る基準額」を超えることになったとしても、貸金業法第13条の2の適用はないことを確認させていただきたく存じます。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会書の見解及びその根拠

- (1) 貸金業法第13条の2は、過剰貸付け等の禁止を定め、貸金業者が個人顧客に対し、同条第2項に定める基準額を超える貸付けの契約を締結することを禁止しています(いわゆる総量規制)。
- (2) 本金融事業において、個人顧客が金融機関への支払を怠り、貸金業者が連帯保証人として当該貸付け金にかかる債務を金融機関に弁済するなどした場合、貸金業者は、個人顧客に対する求償権を取得することになりますが、総量規制において基準となる貸金業法第13条の2第2項の「個人顧客合算額」は、貸金業法第13条第3項第2号に定義されており、同号イの「当該貸金業者合算額」及び同号ロに定める金額の合算額を意味します。

しかるに、まず貸金業法第13条第3項第2号イの「当該貸金業者合算額」は、貸金業法第13条第3項第1号において定義されているところ、貸金業法第2条第3項の「貸付けの契約」のうち「貸付けに係る契約」のみを意味するものであって、「当該契約に係る保証契約」は含まれないものとされていますので、本金融事業において、貸金業者が取得する可能性のある求償権の金額が「当該貸金業者合算額」に含まれることは、その文言上からあり得ないと考えます。

また、貸金業法第13条第3項第2号ロに定める金額は、「当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額」とされており、本金融事業において貸金業者が取得する可能性のある求償権の金額が「当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付け」に含まれることもまた、その文言上からあり得ない(すなわち、「貸付け」ではない)と考えます。

したがって、貸金業者貸付け合計金額に、貸金業者が取得した求償権の金額を加えることにより、

その合計金額が「当該個人顧客に係る基準額」を超えることになったとしても、貸金業法第13条の2の規定違反にはならないと考えます。

- (3) 以上のとおりであり、貸金業者が本金融事業を行うことにより貸金業法第13条の2の規定違反となる可能性はないものと考えており、したがって、照会者が本事業を行うこともまた、何ら貸金業法第13条の2の規定に違反したり、これを潜脱するものではないと考えます。

以上